

議案第23号

京田辺市立中央公民館の管理運営に関する規則の全部改正について

京田辺市立中央公民館の管理運営に関する規則の全部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和8年3月27日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、中央公民館の使用に当たり、使用者の利便性の向上を図るためオンラインシステムによる申請方法を導入するほか、所要の改正を行うため提案するものである。

京田辺市立中央公民館の管理運営に関する規則（案）

京田辺市立中央公民館の管理運営に関する規則（平成9年京田辺市教育委員会規則第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、京田辺市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和41年京田辺市条例第2号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、京田辺市立中央公民館（以下「中央公民館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（中央公民館の事業）

第2条 中央公民館は、京田辺市民のために実際の日常生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進及び情操の純化を図り、生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与するため次の事業を行う。ただし、社会教育法（昭和24年法律第207号）その他の法令により禁じられたものは、この限りでない。

- （1） 定期講座を開設すること。
- （2） 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開設すること。
- （3） 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- （4） 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- （5） 各種団体の連絡を図ること。
- （6） 施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（禁止行為）

第3条 中央公民館では、条例第5条第3項に定めるもののほか、次の行為を行うことができない。

- （1） 許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは他人に転貸すること。
- （2） 劇薬、爆発物又は可燃性物品を持ち込むこと。

- (3) 酒宴を目的とする会合をすること。
- (4) 敷地内で喫煙すること。
- (5) 社会教育上不相当と認められた事業若しくは集会又は中央公民館の運営を阻害すると認められる行為

(許可行為)

第4条 中央公民館で次の行為を行う場合は、館長の許可を受けなければならない。

- (1) 中央公民館の内外に工作物を設け、又は特殊な装備を施すこと。
- (2) 中央公民館の施設、設備又は備品に釘を打ち、又ははり紙をすること。
- (3) 所定の場所以外で火気を使用すること。

(開館時間)

第5条 中央公民館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(休館日)

第6条 中央公民館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 1月1日から同月3日までの日及び12月28日から同月31日までの日

2 前項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、休館日を変更することができる。

(使用者登録手続等)

第7条 中央公民館を使用できる者は、官公署及び市民を含む団体とする。

2 前項の中央公民館を使用できる者のうち、中央公民館を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ京都府・市町村共同公共施設案内予約システム（京都府自治体情報化推進協議会が運営し、公共施設の予約等の事務を処理するためのシステムをいう。）（以下「予約システム」という。）のシステム使用者の登録を受けなければならない。

(使用申請)

第8条 使用者は、次の各号のいずれかの申請を行うものとする。

(1) 先行使用申請

(2) 随時使用申請

(先行使用申請)

第9条 前条第1号の先行使用申請を行うに当たっては、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月（以下「使用月」という。）の3か月前の1日から7日までに仮予約をしなければならない。

2 前項の仮予約（以下「仮予約」という。）は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、第2号の方法により仮予約を行う場合は、第6条の休館日以外の日に行うものとする。

(1) 予約システムを利用する方法

(2) 中央公民館使用許可申請書（別記様式第1号）を中央公民館窓口において館長に提出する方法

3 仮予約の回数は、使用月につき5日を限度とする。

4 仮予約があったものについて、館長は使用の可否を決定し、使用月の3か月前の12日に結果を予約システムにより公表するものとする。この場合において、同一の日時において複数の仮予約があったときは、館長は抽選によって当選又は落選を決定するものとする。

5 仮予約をした使用者のうち、館長が使用を認めたものは、予約システム又は中央公民館窓口において使用を確定するための申請（以下「確定申請」という。）をしなければならない。

6 館長は、確定申請が使用月の3か月前の19日までにされないときは、使用者の当選を取り消すものとする。

7 館長は、使用者による確定申請があった場合は、これを審査し、使用を承認するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により承認処理を行う。

(1) 第2項第1号の方法による仮予約 予約システム上の審査・承認処理を行い、電子記録等の表示により許可を決定する方法

(2) 第2項第2号の方法による仮予約 使用者に対して中央公民館使用許可書（別記様式第2号）を交付する方法

8 館長は、前項の承認処理を確定申請があった日から起算して7日経過後速

やかにいき、使用を許可するものとする。ただし、当該日が休館日等及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する祝日に当たる場合は、翌営業日に承認処理を行う。

9 使用者は、確定申請をした日から確定申請をした日の7日経過後までの間、予約システムにより申請を取り消すことができる。

10 使用者は、承認を受けた後に申請内容を変更することはできない。ただし、館長が必要と認める場合は、この限りでない。

（随時使用申請）

第10条 第8条第2号の随時使用申請は、使用月の3か月前の20日から使用日の3日前までにしなければならない。

2 随時使用申請の回数は、確定申請をした回数を含めて、使用月につき5日を限度とする。

3 館長は、第1項による申請があった場合は、速やかに承認処理をしなければならない。

4 前条第2項、第7項、第9項及び第10項の規定は、随時使用申請について準用する。この場合において、同条第2項中「前項の仮予約（以下「仮予約」という。）」とあるのは「随時使用申請」と、同項ただし書中「仮予約」とあるのは「随時使用申請」と、同条第7項中「確定申請」とあるのは「随時使用申請」と、同条第9項中「確定申請をした日から確定申請をした日の7日経過後まで」を「館長が承認処理をするまで」と読み替えるものとする。

（使用の中止）

第11条 使用者は、使用の必要がなくなったときは、使用の承認を受けた日から使用日までの間に使用中止の意思を中央公民館窓口に申し出なければならない。

（使用許可の取消し）

第12条 館長は、使用者に次に掲げる行為があった場合、当該使用者のそれ以後の使用許可を取り消すことができる。この場合において、館長は、使用者にその旨を通知するものとする。

（1） 前条の意思を申出せずに中央公民館を使用しないとき。

- (2) 申請内容と異なる使用をしたとき。
- (3) 第3条に定める禁止行為があったとき。
- (4) その他館長が円滑な施設管理運営上必要と認めるとき。

(使用料の減免)

第13条 条例第5条第4項ただし書の規定により使用料を減免する場合は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、京田辺市立中央公民館使用料減免申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、使用料の減免の可否を決定したときは、京田辺市立中央公民館使用料減免承認（不承認）通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(使用後の報告等)

第14条 使用者は、中央公民館の施設等の使用後、清掃整備ののち職員に報告を行い、点検を受けなければならない。

(損害賠償義務)

第15条 使用者は、故意又は過失により、中央公民館の施設、設備又は備品を破損し、又は紛失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、館長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(準用)

第16条 第3条、第4条、第14条及び第15条の規定は、条例第2条第2項に規定する分館公民館の管理運営について準用する。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、令和8年5月1日から施行する。

別表（第13条関係）

使用料を減免する理由及び減免率

減免の理由	減免率	
	施設使用料	冷暖房料
京田辺市又は京田辺市教育委員会が主催する事業	10割	10割
市の施策の推進に当たり京田辺市又は京田辺市教育委員会が免除すべきと認めた団体が主催する事業	10割	10割
特定非営利活動法人京田辺市スポーツ協会構成団体及び一般社団法人京田辺市文化協会構成団体並びに当該施設の登録団体が主催する事業	5割	5割
京田辺市又は京田辺市教育委員会が後援する事業	5割	5割
その他教育長が特別の理由があると認める事業	市長が相当と認める減免率	

様式第2号 (第9条関係)

年 月 日

中央公民館使用許可書

次のとおり許可します。下記金額を納めてください。

申請者	氏名 (団体名及び代表者名)		会場 責任者	氏名			
	住所 (団体の住所)			住所			
	電話			電話			
行事名							
内容							
使用日	使用 時間帯	使用場所			入場 者数	使用料	
	使用料	加算 総額	小計	減免額	差引 使用料	支払 総額	今回 請求額
施設							
設備							
合計							
					特記事項		

様式第3号 (第13条関係)

京田辺市立中央公民館使用料減免申請書

年 月 日

(あて先) 京田辺市長

申請者住所 _____

団体名 _____

代表者氏名 _____

電話番号 _____

次のとおり使用料の減免を申請します。

会 合 の 名 称	
使 用 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
使 用 室 名 等	第1研 第2研 第3・4研 会議室 調理室 和室 大ホール 多目的ルーム プレイルーム ()
減 免 を 受 け よ う と す る 理 由	

様式第4号（第13条関係）

京田辺市立中央公民館使用料減免承認（不承認）通知書

年 月 日

様

京田辺市長 印

会 合 の 名 称	
使 用 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
使 用 室 名 等	第1研 第2研 第3・4研 会議室 調理室 和 室 大ホール 多目的ルーム プレイルーム ()

上記の申請について、下記のとおり決定します。

減 免 種 別	有(全 額 ・ 5 割 ・)・ 無
使 用 料	円
冷 暖 房 費	円
合 計	円

(教示)

- この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京田辺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京田辺市を被告として（訴訟において京田辺市を代表する者は京田辺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

○京田辺市立中央公民館の管理運営に関する規則

平成9年1月13日
教育委員会規則第10号

田辺町立中央公民館の管理運営に関する規則（昭和41年田辺町教育委員会規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、京田辺市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和41年京田辺市条例第2号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、京田辺市立中央公民館（以下「中央公民館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（中央公民館の事業）

第2条 中央公民館は、京田辺市民のために実際の日常生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進及び情操の純化を図り、生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与するため次の事業を行う。ただし、社会教育法（昭和24年法律第207号）その他の法令により禁じられたものは、この限りでない。

- （1） 学級を開設すること。
- （2） 定期講座及び不定期講座を開設すること。
- （3） 討論会、講習会、講演会、実習会及び展示会を開設すること。
- （4） 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- （5） 体育、レクリエーション等に関すること。
- （6） 各種団体の連絡を図ること。
- （7） 施設を住民の集会その他公共的利用に供すること。

（禁止行為）

第3条 中央公民館では、条例第5条第3項に定めるもののほか、次の行為を行うことができない。

- （1） 許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは他人に転貸すること。
- （2） 劇薬、爆発物又は可燃性物品を持ち込むこと。
- （3） 酒宴を目的とする会合をすること。
- （4） 敷地内で喫煙すること。
- （5） 社会教育上不相当と認められた事業若しくは集会又は中央公民館の運営を阻害すると認められる行為

（許可行為）

第4条 中央公民館で次の行為を行う場合は、館長の許可を受けなければならない。

- （1） 中央公民館の内外に工作物を設け、又は特殊な装備を施すこと。
- （2） 中央公民館の施設、設備又は備品に釘を打ち、又ははり紙をすること。
- （3） 所定の場所以外で火気を使用すること。

（使用申請）

第5条 条例第5条第2項の規定により中央公民館の使用の許可を受けようとする者は、使用日の属する月の3か月前の1日から使用日の3日前までに京田辺市立中央公民館使用申請書（別記様式第1号。以下「使用申請書」という。）を館長に提出しなければならない。

2 使用申請書の受付時間は、午前9時から午後5時までとし、第9条第1項各号に規定する休館日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除くものとする。

（使用の許可）

第6条 館長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、中央公民館の管理運営に支障がないと認めるときは、京田辺市立中央公民館使用許可書（別記様式第2号）を交付する。

（使用許可の取消し）

第7条 館長は、中央公民館において必要が生じたとき又は前条の規定により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に不都合な行為があったときは、許可を取り消すことができる。

（開館時間）

第8条 中央公民館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（休館日）

第9条 中央公民館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 1月1日から同月3日までの日及び12月28日から同月31日までの日

2 前項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、休館日を変更することができる。

(使用料)

第10条 使用者は、条例第5条第4項の規定により使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 条例第5条第4項ただし書の規定により使用料を減免する場合は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用申請書に併せて京田辺市立中央公民館使用料減免申請書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、使用料の減免の可否を決定したときは、京田辺市立中央公民館使用料減免承認(不承認)通知書(別記様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(使用後の報告等)

第12条 使用者は、中央公民館の施設等の使用後、清掃整備ののち職員に報告を行い、点検を受けなければならない。

(損害賠償義務)

第13条 使用者は、故意又は過失により、中央公民館の施設、設備又は備品を破損し、又は紛失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、館長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(準用)

第14条 第3条、第4条、第12条及び第13条の規定は、条例第2条第2項に規定する分館公民館の管理運営について準用する。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、田辺町が市となる日〔平成9年4月1日〕から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行前において、現にこの規則による改正前の田辺町立中央公民館の管理運営に関する規則第7条の規定による中央公民館使用申請書を提出している者に対する同規則第8条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成14年7月17日教委規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年2月1日教委規則第1号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日教委規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年5月22日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年9月4日教委規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の京田辺市立中央公民館の管理運営に関する規則の規定によりなされた施行の日以後に係る使用日の申請については、改正後の京田辺市立中央公民館の管理運営に関する規則第9条第1項第1号の規定を適用する。

附 則(平成21年2月27日教委規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和6年9月30日教委規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定(「

京田辺市が指導・援助している団体が行う事業	10割	10割
中央公民館登録サークルの活動	10割	5割

社会教育団体等に属する団体の活動	10割	5割
京田辺市又は京田辺市教育委員会が後援する事業	5割	5割
上記団体以外で公共性を有する団体の活動	5割	5割

」を「

市の施策の推進に当たり京田辺市又は京田辺市教育委員会が免除すべきと認めた団体が主催する事業	10割	10割
特定非営利活動法人京田辺市スポーツ協会構成団体及び一般社団法人京田辺市文化協会構成団体並びに当該施設の登録団体	5割	5割
京田辺市又は京田辺市教育委員会が後援する事業	5割	5割

」に改める部分に限る。)は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の京田辺市立中央公民館の管理運営に関する規則の規定による中央公民館の使用に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表（第11条関係）

使用料を減免する理由及び減免率

減免の理由	減免率	
	施設使用料	冷暖房料
京田辺市又は京田辺市教育委員会が主催する事業	10割	10割
市の施策の推進に当たり京田辺市又は京田辺市教育委員会が免除すべきと認めた団体が主催する事業	10割	10割
特定非営利活動法人京田辺市スポーツ協会構成団体及び一般社団法人京田辺市文化協会構成団体並びに当該施設の登録団体	5割	5割
京田辺市又は京田辺市教育委員会が後援する事業	5割	5割
その他教育長が特別の理由があると認める事業	市長が相当と認める減免率	

○京田辺市立公民館の設置及び管理に関する条例

昭和41年10月10日

条例第2号

田辺町立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和30年田辺町条例第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、市立公民館の設置及び管理等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 本市に、法第20条の目的を達成するため、市立公民館を別表第1のとおり設置し、中央公民館と称する。

2 前項の中央公民館の分館として、別表第2のとおり、分館公民館を設置する。

（管理及び経費）

第3条 公民館の管理は、教育委員会が行う。

2 中央公民館の管理の経費は、市費、使用料、寄付金等をもって充てる。

3 分館公民館の管理の経費は、教育委員会が別に定めるところによる。

（職員）

第4条 中央公民館に、館長1名及び職員若干名を置く。

2 分館公民館に、各区・自治会から選出された分館長1名を置く。

（使用）

第5条 公民館は、その目的を妨げない範囲内において、一般の使用に供するものとする。

2 公民館の使用を希望する者又は団体の代表者は、中央公民館については館長、分館公民館については分館長の許可を受けなければならない。

3 公民館においては、次に定める行為を行ってはならない。

（1） もっぱら営利を目的とした事業を行うこと。

（2） 特定の政党の利害に関係する事業を行うこと。

（3） 特定の教派、宗派及び教団に関係する事業を行うこと。

4 中央公民館を使用した者は、別表第3に定めるところにより使用料を納付しなければならない。ただし、別に定める場合については、市長は使用料を減免することができる。

（教育委員会規則への委任）

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年10月1日から適用する。

附 則（昭和47年4月1日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年3月18日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年7月1日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年7月5日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年12月17日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年3月20日条例第12号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月25日条例第11号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年7月7日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年10月12日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年3月15日から適用する。

附 則（平成2年10月1日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年12月26日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成4年1月20日から施行する。

附 則 (平成7年4月3日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年12月26日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年12月27日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月14日条例第2号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日条例第15号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月30日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日条例第15号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月23日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年12月26日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日条例第3号)

この条例は、綴喜都市計画事業三山木地区特定土地区画整理事業について土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から施行する。

附 則 (令和元年12月25日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年9月30日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

名称	所在地
①京田辺市立中央公民館	京田辺市田辺丸山214番地

別表第2(第2条関係)

分館公民館

名称	所在地
①京田辺市立田辺公民館	京田辺市田辺沓脱14番地
②京田辺市立薪公民館	京田辺市薪東沢1番地
③京田辺市立興戸公民館	京田辺市興戸東垣内/81番地2/81番地5/
④京田辺市立河原公民館	京田辺市河原里ノ内27番地1
⑤京田辺市立松井公民館	京田辺市松井里ケ市63番地6
⑥京田辺市立西八公民館	京田辺市大住八小路1番地1
⑦京田辺市立東林公民館	京田辺市大住東村16番地1
⑧京田辺市立岡村公民館	京田辺市大住北角38番地1
⑨京田辺市立三野公民館	京田辺市大住三野10番地3
⑩京田辺市立健康村公民館	京田辺市大住関屋15番地4
⑪京田辺市立東田辺公民館	京田辺市東古森21番地2
⑫京田辺市立草内公民館	京田辺市草内南垣内25番地
⑬京田辺市立飯岡公民館	京田辺市飯岡東原44番地
⑭京田辺市立高木公民館	京田辺市三山木野神19番地1

⑮京田辺市立二又公民館	京田辺市三山木中央六丁目5番地2
⑯京田辺市立山本公民館	京田辺市三山木塔ノ島16番地1
⑰京田辺市立出垣内公民館	京田辺市三山木北垣内15番地
⑱京田辺市立南山西公民館	京田辺市三山木南山8番地1
⑲京田辺市立江津公民館	京田辺市宮津佐牙垣内99番地1
㉑京田辺市立宮ノ口公民館	京田辺市宮津白山4番地
㉒京田辺市立水取公民館	京田辺市水取地藏講32番地
㉓京田辺市立天王公民館	京田辺市天王下垣内48番地
㉔京田辺市立打田公民館	京田辺市打田宮本4番地1
㉕京田辺市立高船公民館	京田辺市高船里57番地
㉖京田辺市立新興戸公民館	京田辺市興戸北落延2番地10
㉗京田辺市立新田辺東住宅公民館	京田辺市河原平田13番地74
㉘京田辺市立一休ヶ丘公民館	京田辺市田辺狐川122番地
㉙京田辺市立松井ヶ丘公民館	京田辺市松井ヶ丘三丁目10番地2
㉚京田辺市立多々羅公民館	京田辺市多々羅住建寺12番地3
㉛京田辺市立健康ヶ丘公民館	京田辺市大住仲ノ谷12番地8
㉜京田辺市立同志社住宅地公民館	京田辺市三山木七瀬川3番地53
㉝京田辺市立大住ヶ丘第1公民館	京田辺市大住ヶ丘三丁目3番地16
㉞京田辺市立新田辺西住宅公民館	京田辺市河原平田23番地9
㉟京田辺市立大住ヶ丘第2公民館	京田辺市大住ヶ丘四丁目23番地1
㊱京田辺市立花住坂公民館	京田辺市花住坂一丁目44番地
㊲京田辺市立普賢寺公民館	京田辺市普賢寺御所ノ内8番地3
㊳京田辺市立山手東公民館	京田辺市山手東一丁目14番地2
㊴京田辺市立山手南公民館	京田辺市山手南四丁目11番地1
㊵京田辺市立山崎公民館	京田辺市三山木山崎48番地1
㊶京田辺市立山手西公民館	京田辺市山手西二丁目12番地4
㊷京田辺市立同志社山手北公民館	京田辺市同志社山手一丁目145番地
㊸京田辺市立同志社山手南公民館	京田辺市同志社山手二丁目109番地

別表第3 (第5条関係)

京田辺市立中央公民館使用料

使用室名	使用区分 使用料	午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日
		9:00— 12:00	1:00— 5:00	午前9:0 0—午後 5:00	午後5:3 0—10: 00	1:00— 10:00	午前9:0 0—午後1 0:00
第1研修室	使用料	750	1,000	1,750	1,250	2,250	3,000
	冷暖房費	500	650	1,400	750	1,500	2,150
第2研修室	使用料	400	500	900	650	1,150	1,550
	冷暖房費	250	350	700	400	750	1,100
第3研修室	使用料	400	500	900	650	1,150	1,550
	冷暖房費	250	350	700	400	750	1,100
第4研修室	使用料	400	500	900	650	1,150	1,550
	冷暖房費	250	350	700	400	750	1,100

会議室	使用料	400	500	900	650	1,150	1,550
	冷暖房費	250	350	700	400	750	1,100
調理室	使用料	1,150	1,500	2,650	1,900	3,400	4,550
	冷暖房費	650	850	1,650	950	1,900	2,700
和室	使用料	950	1,250	2,200	1,500	2,750	3,700
	冷暖房費	500	700	1,350	750	1,500	2,150
ホール	使用料	2,500	3,150	5,650	3,750	6,900	9,400
	冷暖房費	1,500	1,900	3,750	2,150	4,250	6,150
多目的ルーム	使用料	1,200	1,500	2,700	1,950	3,450	4,650
	冷暖房費	750	1,050	2,100	1,200	2,250	3,300
プレイルーム	使用料	400	500	900	650	1,150	1,550
	冷暖房費	250	350	700	400	750	1,100
陶芸窯使用料	1時間200円（1時間未満は1時間とみなす。）						

京田辺市立中央公民館の管理運営に関する規則の主な改正点

1 申請手続方法の追加

使用申請において、京都府・市町村共同公共施設案内予約システムを新たに導入することにより、従来の紙提出による申請のほか、スマホやパソコン等での申請が可能になります。

(1) 先行使用申請【第9条】

- ・使用月の3か月前の1日～7日に使用者は予約システムにて仮予約を行う
- ・使用月の3か月前の12日に抽選結果を予約システムを通じて使用者へ通知する（システム自動抽選）
- ・使用月の3か月前の13日～19日に使用者は抽選結果の確認及び予約システムにて確定申請を行う

(2) 随時使用申請【第10条】

- ・使用月の3か月前の20日～使用日の3日前までに使用者は先行使用申請で確定していない空枠について先着順で予約システムにて随時使用申請を行う

※現行の運用は、使用日の属する月の3か月前の1日の9時に利用団体が来館し申込（競合した場合は抽選により決定）し、引き続き同日に抽選会終了時から随時使用申請を受付している。

2 その他

(1) 中央公民館の事業【第2条】

- ・中央公民館の事業から学級を開設することの規定を削除

(2) 使用の中止【第11条】

- ・使用者が使用中止する場合の中止の意思申出の規定を追加

(3) 使用許可の取消し【第12条】

- ・使用者に違反行為があった場合に使用許可の取消しができる規定を追加